令和3年度「知事と市町長の1対1対談」(明和町)概要

- 1 対談市町 明和町(世古口 哲哉 明和町長)
- 2 対談日時 令和3年8月4日(水)16:00~17:00
- 3 対談場所 いつきのみや歴史体験館 1階ロビー
- 4 対談項目1 史跡斎宮跡整備に対する引き続きの連携について
 - 対談項目2 いつきのみや歴史体験館の空調設備について
 - 対談項目3 米価の下落について
 - 対談項目4 2級河川 笹苗川の浚渫等について
 - 対談項目5 就学前幼児教育・保育の充実について
 - 対談項目6 福祉医療費助成制度の拡充に対する支援について
 - 対談項目7 三重広域連携スーパーシティ構想への県の支援について
- 5 対談概要

対談項目 1 史跡斎宮跡整備に対する引き続きの連携について

(町長)

史跡斎宮跡は、国史跡に指定されて以来、斎宮歴史博物館や、いつきのみや歴 史体験館、平安の杜の建設など、県と町が連携して斎宮跡の保存、活用に取り組 んできました。

そのような中、町・県・国で連携して史跡の公有化も進めてきましたが、公有 化率は70%台という状況で、今後も公有化を進めていく必要があります。しか しながら、昨今は、財政状況が厳しいことから、公有化に至るまで複数年を要す る状況が発生しています。

史跡の整備や公有化は地域の地権者と長年にわたり協議を重ね進めてきた経 緯があることから、買い取り請求から公有化までをできる限りスムーズに行っ ていきたいと考えています。

つきましては、今後もできる限り当初予算での予算確保に努めていただくと ともに、史跡斎宮跡の保存活用においても、引き続き支援をお願いします。

(知事)

史跡斎宮跡の公有化については、令和3 (2021)年2月に国史跡斎宮跡協議会からの要望として、町長と県議会議員からお話をいただき、県議会議員からは令和3 (2021)年三重県議会2月定例月会議においても史跡斎宮跡の公有化についてご質問いただいたところです。

県としては、令和2 (2020) 年度中での可能な限りの土地公有化支援と、令和3 (2021) 年度以降は直接買い上げ事業と先行取得償還事業とを組み合わせる方

法での支援を検討し、現在は、令和3(2021)年度の具体的な対応について、町・ 県・国での調整を進めているところです。

令和3 (2021) 年度は直接買い上げ事業と先行取得償還事業をあわせて、令和3 (2021) 年5月時点で要望いただいている30筆・11,599.96㎡全ての土地の公有化が実現する見込みです。

引き続き、土地の公有化を着実に進めていく必要があると考えており、今後も、 町・県・国の担当課間で協議を重ねるとともに、計画的に取得できるよう、当初 予算確保に向けて努力をしたいと考えています。

対談項目2 いつきのみや歴史体験館の空調設備について

(町長)

いつきのみや歴史体験館は、史跡斎宮跡の拠点施設の1つとして県が整備を行い、平成11 (1999) 年10月2日にオープンし、町が施設を無償貸与し運営してきました。現在は、公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会が、町の指定管理を受け運営しています。

令和 2 (2020) 年は、コロナ禍においても、県内の小学校の修学旅行等で多くの利用をいただき、例年並みの利用者があったところです。全国的にも数少ない平安時代の体験施設として魅力ある施設であり、今後も史跡斎宮跡の P R や平安時代の体験ができる施設として適切な管理運営を行なっていきたいと思っています。

しかしながら、オープンから 22 年が経過し、施設の老朽化が課題となっています。中でも、空調設備は令和元 (2019) 年から効きが極端に悪くなり、ガス漏れの発生が判明しました。空調設備は平成 11 (1999) 年当時の設備であり、現在は生産中止となっているフロンガスを使用しているため、修繕は不可能です。現在はなんとか使用できているものの、いつ空調が止まるかわからない状況で運営しています。

令和2(2020)年度には、空調設備等施設の全面改修の検討が県担当部局でな されたものの、予算不足により断念されたと聞いています。

今後も猛暑は必ずやってきます。もし空調設備が故障した場合、休館せざるを得ない可能性もあることから、そのような事態に陥らないよう、空調設備の全面改修を検討いただき、予算の確保をお願いします。

さらに、空調以外にも、電気照明設備や雨漏りなど、さまざまな問題が起こっているため、あわせて対応いただきますようお願いします。

(知事)

いつきのみや歴史体験館は、体験して学ぶことができる施設として、魅力発信

には非常に重要な施設と考えています。県内の小中学校の修学旅行等に補助を 行うことにより、子どもたちが、いつきのみや歴史体験館に来て、平安時代を学 ぶ機会を得たことは、非常に意義のあることと思います。また、その体験が再来 館につながることを考えると、施設の設備改修は重要と考えます。

いつきのみや歴史体験館は、古代の建築技法を用いて建設された木造建築ということもあり、施設の修繕が容易ではないものの、県担当部局において、令和4(2022)年度・5(2023)年度予算で改修ができるよう予算の確保に向けて取組を進めているところです。

その他、電気設備等についても、契約書に基づき、県と町で協議して定めることとなっていますので、その協議に基づいて優先順位を付けながら必要な対応を行っていきます。

対談項目3 米価の下落について

(町長)

明和町内の多くの農家では稲作を中心とした土地利用型農業が営まれており、 水稲と麦・大豆を組み合わせた輪作体系ができています。

国の経営所得安定対策事業を通して主食用米からの転換を推進していますが、 目標とする転作率に届いていない状況です。その背景として、圃場によっては戦 略作物の作付が難しく稲作をせざるをえない場合や、加工用米や新規需要米は、 近辺での実需者が少なく販路の確保が難しいという実情があります。

このような中、新型コロナウイルス感染症の影響で国内の米需要が落ち込み、令和3 (2021) 年産米についても米価の下落が懸念され、農業者からも不安の声が上がっています。

明和町の支援事業として、令和 2 (2020) 年度は、収入保険の保険料及び付加保険料の 1/2 (上限 10 万円) を補助する「収入保険加入支援事業」を実施し、新規加入者を含めて 20 名の方に支援を行いました。令和 3 (2021) 年度は上限額を 20 万円に増額し、農業者の加入推進を図ってきました。

しかしながら、本事業だけでは米価の下落分の全てを補填することは難しく、 このままでは農業経営基盤の崩壊につながることも懸念されます。米価の下落 により影響を受ける稲作農家を幅広く支援するために、県独自の支援について 検討をお願いします。

(知事)

新型コロナウイルス感染症の影響が深刻な農産物として、米・お茶・肉があり、 米については令和2(2020)年産の生産量が当初の見込みよりも増加したため、 供給が需要を大きく上回り、米価は下落傾向にあります。令和3(2021)年産の 米についても、晴れの日が多いことから、結果として供給が多くなる可能性が高く、需要が回復しないとさらに価格が下落することが考えられるため、危機感を持っています。

令和2 (2020) 年10 月に「三重の水田農業戦略2020」を策定し、令和3 (2021) 年1月から「みえのお米を食べようキャンペーン」を展開してきました。加えて、令和3 (2021) 年4月からは県産米の業務用緊急販売拡大モデル推進事業として今後の需要の期待ができる中食等の業務用事業者における県産米活用モデル実証を行ってきました。

令和3 (2021) 年産米のさらなる販売促進に向けて、県内量販店にご協力をいただきながら、新米キャンペーンにしっかり取り組んでいきたいと考えています。

生産面の取組では、生産調整における支援や交付金の上乗せ事業の活用を行っていきたいと考えています。また、経営安定についても、「ナラシ対策」や「収入保険制度」への加入を促進しながら、生産者の経営安定につなげていきたいと考えています。

三重県では、例年と比べて、大雨警報の発令回数や風水害の被害も少なく、生育環境が良かったこと等により、供給が増えて価格が下がるということも念頭に置き、関係団体の皆様とも連携しながら、販売促進事業にしっかり取り組んでいきたいと考えています。

対談項目4 2級河川 笹苗川の浚渫等について

(町長)

笹笛川は明和町池村及び玉城町上田辺に位置する農業用ため池斎宮調整池を上流端として伊勢湾に注ぐ流域面積 13.2k ㎡、流路延長 11.2km の二級河川で、河口域の堤体の老朽化、下流域の防潮水門の未耐震化及び中流域までの堆積土砂と河川内樹木により、通常の機能を低下させています。

河川整備計画では、治水の目標は年超過確率 1/30 でありますが、暫定で 1/5 となっています。河川の維持状況等に加え、近年の豪雨等の状況を考えると災害の発生に繋がってしまうのではないかと危惧しています。特に、下流域住民は不安に思っています。

笹笛川は、明和町中心部に流域がありますので、早急に 1/30 での整備を進めていただきたいと考えており、老朽化堤体の修繕、防潮水門耐震化、堆積土砂撤去及び河川内樹木除去の基本的な維持管理を強くお願いします。

また、下流域住民の避難判断、不安解消につなげるため危機管理型水位計の設置もお願いします。

流域治水について、明和町では河川に流れ込む農業用排水路に土砂が堆積す

るため、その浚渫についても「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の対象としていただけるよう、町村会を通じ、国・県に要望していく予定ですので、引き続き、連携をお願いします。

(知事)

笹笛川の河川整備基本方針は、30年に1回の規模の降雨に対する被害防止を目標としており、河川整備計画は、5年に1回の規模の降雨に対する被害防止を目標としています。笹笛川については、平成19(2007)年までに河川整備計画規模で県管理区間の改修が完了しているところです。

一方、近年、気候変動の影響に伴い降雨量が増大し、水災害が頻発化・激甚化していることに対応するため、関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取組が全国的に進められています。令和2 (2020) 年度は、一級河川について「流域治水プロジェクト」を策定しました。令和3 (2021) 年度は二級河川で策定予定であり、二級河川である笹笛川については、令和3 (2021) 年度内に「流域治水プロジェクト」を策定することとしています。

これにより、整備目標を超える豪雨等の想定があった場合でも、被害の軽減に向けてさらなる対応ができるものと考えます。策定には市町など河川管理者以外との連携が重要となるため、ご協力をお願いします。

笹笛川の堤防の維持管理については、毎年パトロールや点検を実施しており、平成25 (2013) 年度と平成28 (2016) 年度には八木戸橋付近で護岸の修繕を実施しています。令和3 (2021) 年度は、6月から法定点検を進めています。引き続き、パトロールや点検により施設の状況を把握し、適切な維持管理を行っていきます。

防潮水門については、令和3(2021)年度から耐震対策工事に着手します。

笹笛川の堆積土砂撤去及び河川内樹木除去については、令和2 (2020) 年度には佐田地内で約300 ㎡の堆積土砂の撤去と約6000 ㎡の樹木伐採を実施しました。令和3 (2021) 年度は、堆積状況および樹木の繁茂状況を詳細に把握するための調査を実施します。調査の結果をふまえ、令和4 (2022) 年度の対応を検討していきますので、引き続き、ご協力をお願いします。

危機管理型水位計については、上流域に危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをそれぞれ1箇所ずつ設置しました。下流域についても、危機管理型水位計を令和3 (2021) 年度内に設置します。

引き続き、防災に一緒に取り組んでいきたいと思います。

農業用排水路の堆積土砂の浚渫が「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の対象となれば、財源の幅が広がるので、県も一緒に国と交渉しながら行っていきたいと考えます。

対談項目5 就学前幼児教育・保育の充実について

(町長)

明和町には津波浸水想定区域内に公立の保育所が1園あり、老朽化も進んでいることから、安全のためにも区域外への移転を考えているところです。移転改築にあたっては、昨今の就学前教育・保育のニーズや、公立での運営を望む声をふまえて、公立のこども園を建設する方向で検討しているところです。

建設にあたり、幼稚園部分の施設については文部科学省からの交付金(学校施設環境改善交付金)はあるものの、大半を占める保育所部分の施設については補助がない状況です。

公立の保育所建設については、起債の元利償還額に対する算定割合から交付税により算入されているとのことですが、建設には単年度に一時的に多くの予算が必要となります。また、「認定こども園」設置への補助において、幼稚園部分と保育園部分の人数で経費を案分する際に、保育園の方が人数が多くなるため、割合が少ない幼稚園部分しか補助金が出ず、財政的に非常に厳しくなります。

私立と同様、国・県からの補助制度を創設していただきますよう国に働きかけ をお願いします。国の補助が難しい場合は、県単独の補助制度の検討をお願いし ます。

(知事)

「認定こども園」への移行については、待機児童の解消や保護者の多様化する ニーズへの対応として、非常に有意義なものであるため、国・地方をあげて進め ているところですが、公立の「認定こども園」の施設整備には、補助金等の国か らの直接の財政支援がない状況です。

公立施設の役割は非常に大きいと考えており、国に対して、財政規模が小さな 市町の取組を支援することを要望していきます。

国が制度を整備できない場合、直ちに県で補助制度を創設することは難しいですが、国が制度を創設するよう、国に強く働きかけをしていきたいと思います。

対談項目6 福祉医療費助成制度の拡充に対する支援について

(町長)

福祉医療費助成制度は、健康の増進、経済的負担の軽減、福祉の向上を趣旨として全国的に取り組まれており、県からも1/2の補助による財政的な支援をいただいています。

明和町では、令和元(2019)年9月診療分から、子ども医療費、ひとり親等医療費、障がい者医療費の未就学児に係る分は、窓口の無料化(現物給付)を行っています。

子育て世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯の生活支援をいっそう進めるため、 今後、現物給付の対象を拡大していきたいと考えています。現物給付を拡大して いくにあたって、引き続き県からの財政支援をお願いするとともに、これに伴う 国民健康保険の国庫負担金及び調整交付金の減額調整措置について早急に全廃 するよう国への働きかけをお願いします。

また、精神障がい者の医療費については、精神障害者保健福祉手帳1級の方の 通院費のみ助成されていますが、明和町としては、医療的にも経済的にも安定し た生活が困難な方が多くいらっしゃることから、令和3(2021)年9月診療分か ら、精神障害者保健福祉手帳2級の方の通院費へも助成対象を拡大することと しています。

県においても、精神障害者保健福祉手帳2級の方への助成について、県補助金の拡充を検討していただくようお願いします。

(知事)

福祉医療費助成制度については、平成 24 (2012) 年9月から子ども医療費について県が負担する分を小学生までに拡大しました。平成 30 (2018) 年度からはセーフティネットの拡充を目的として医療機関の窓口の無料化を導入しました。こうしたことによって、県として、福祉医療費助成で年間約 50 億円の財源投入を行っています。

また、福祉医療費助成の拡大は、県と 29 市町で検討しますので、29 市町の足並みをそろえられるかどうかを県としては重要視しています。また、子どもや障がい者に関わることであるため、一度導入したら、財政状況が悪化したからやめるといった後戻りはあってはならないという思いがあります。

今後も、市町の意見を伺いながら、新型コロナウイルス感染症の影響等を検証 し、考えていきたいと思います。

一方で、市町に対する「国民健康保険国庫負担金の減額措置」については、廃 止するよう国に要望していきます。

障がい者医療費助成制度における対象の拡大については、検討課題の一つとして、市町と意見交換を行ってきました。現在、精神障がい者の医療費助成を、県の制度よりも拡大して実施している市町は多くないため、29 市町でどのように考えるのかを含め、国民健康保険財政に与える影響も勘案しながら検討を行っていきたいと思います。

対談項目 7 三重広域連携スーパーシティ構想への県の支援について (町長)

明和町を含む6町で地域の課題解決のため進めている「三重県広域連携スー

パーシティ構想」については、多くの分野で国や県の支援や連携が必要となります。

この構想の中で三重にプライベートジェット等の空港等を誘致することを検 討しており、県全体の活性化のためにも官民挙げて推進することが必要です。

この検討には、「空飛ぶクルマ」も含まれており、県が進めている「空の移動革命」促進とめざす点が一致すると考えています。明和町は、伊勢神宮やVISONなどにアクセスしやすい立地であり、窓口として適していると考えます。また、海に面していますので、県が進めている「空飛ぶクルマ」の構想と連携することで、双方の取組の実現に効果的に作用すると思いますので、ご協力をよろしくお願いします。特に、空港等を含めた検討については、さまざまな規制等も関連することから、幅広い連携・支援をお願いします。

また、6町の地域課題解決をはじめとするさまざまな事業に取り組む「三重県 広域連携スーパーシティ構想」全体への支援も、あわせてお願いします。

(知事)

「三重広域連携スーパーシティ推進協議会」が国に提出したさまざまなメニューの中に、明和町の海岸エリアに、小型航空機用の場外離発着場を設置するための調査を行うという案があります。これが実現すれば、場外離発着場を利用して、世界中の人たちが斎宮や伊勢神宮へ行くことができる窓口が、明和町に新しくできることになります。質で勝負する観光や誘客は大切なことであり、非常に夢のある話だと思います。

現在、場外離発着場の設置を管轄する法律がなく、「空飛ぶクルマ」についても、許可基準がないため許可ができない状態です。このままでは民間企業や地方自治体が連携して取り組む新しいチャレンジが進まないため、国において法律や規定・基準を策定する必要があります。

「空飛ぶクルマ」に関しては、国において令和3(2021)年度中に試験飛行のガイドラインをつくってもらうことになりました。

場外離発着場や「三重県広域連携スーパーシティ構想」に関しても、サービスやビジネスが実現するようにしっかり働きかけていきたいと思います。

スーパーシティ構想の国家戦略特区には、全国で約30団体が応募していますが、基礎自治体だけで連携しているのは、全国でこの地域(多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町)だけです。私自身も、国家戦略特区を所管する内閣府の地方創生推進事務局長にも要望してきました。

また、このような事業を行う際には、どのようなことが地方で行われていて、 住民にどのように喜んでもらえるかということをしっかり伝えていくことが大 切であるため、町長からもいろいろなことを教えていただきながら、国の要望等 につなげていきたいと思います。